

資格情報の誤登録について

今般、当組合において、資格情報の誤登録が生じました。このような事態が生じたことは誠に遺憾であり、ご迷惑をおかけした方々や加入者の皆様に、深くお詫び申し上げます。事案については、以下のとおりです。

- 当組合への新規加入者1名について、資格取得届に個人番号の記載がなかったため、地方公共団体情報システム機構（J-LIS）にご本人の情報を照会し、登録しました。その際、国から通知で示された方法では、ご本人の4情報（氏名、生年月日、性別、住所）が一致した場合のみ資格情報として登録すべきでしたが、異なる方法で行ったため、別の方の情報を当該新規加入者の資格情報として登録してしまいました。
- この結果、この別の方が医療機関に受診した際に、この別の方の資格情報として、当該新規加入者の情報が登録されていることが判明し、誤って資格情報を登録したことが明らかになったものです。直ちに、誤った情報が閲覧されないようにするとともに、本来の資格情報に登録を修正しました。
- 当組合では、本件について、国等に報告するとともに、国が令和5年4月14日に示している通知を踏まえ、再発防止策として、以下の対応を講じました。
 - ・資格取得届に個人番号の記載がない場合には、申請者に対し個人番号の記載を求めるようにしました。
 - ・資格取得届に、個人番号の記載がなく、やむを得ずJ-LISに本人の情報を照会する場合は、5情報（漢字氏名、カナ氏名、生年月日、性別、住所）で照会し、5情報が一致した場合のみ、資格情報として登録するよう、手続きを見直しました。

今後、このような事案が生じないように、再発防止について徹底してまいります。

令和5年5月14日

中央建設国民健康保険組合